

感染リスクの高い集団でのPCR等の検査対象の拡大

これまで

無症状者の検査は原則として濃厚接触者に限定

無症状者の
検査を拡大

複数名の患者や有症状者（接触確認アプリにより把握した者を含む）がおり、かつ、接触が生じやすいなど集団感染の可能性を疑わせる集団であって

1 重症化リスクが高い者（高齢者、基礎疾患のある方等）が多い集団

2 感染拡大リスクや社会的影響が大きい集団

に属する方

集団（施設）	対象範囲の例
医療機関（病院）	感染者と同じ病棟に属する職員・入院患者
高齢者施設	施設全体に属する職員・入所者
保育所・幼稚園	施設全体に属する職員・園児
小・中・高等学校	感染者と同じ学級（又はフロア）及びクラブに属する職員・児童生徒
会社組織（職場）	感染者と同じ部署（フロア）に属する職員・利用者
学習塾・音楽塾・クラブチーム等	感染者と同じクラス（チーム）に属する職員・児童生徒
スポーツジム	感染者と同じ時間帯にジム室（共用部を含む）にいた職員・利用者
居酒屋・カラオケ	感染者と同じ時間帯に店舗内にいた従業員・利用者
接待を伴う飲食店等	感染の発生した飲食店等と同じビル又は地域（繁華街）に属する飲食店等の従業員・利用者
※共通 感染者と同じ休憩室や食堂を利用する者	

病床確保状況について

○新たな病床確保計画に基づく病床の確保状況

	フェーズⅠ (小康期)	【現在】フェーズⅡ (拡大兆候期)	フェーズⅢ (拡大期)	フェーズⅣ (ピーク期)
①計画数 (うち重症数)	140(20)	600(90)	1,000(150)	1,400(200)
②確保数(A+B) (うち重症数)	147(27)	683(96)	949(114)	1,078(121)
*即応病床数(A) (うち重症数)	147(27)	683(96)	683(96)	683(96)
*準備病床数(B) (うち重症数)	0	0	266(18)	395(25)
①と②の差 (うち重症数)	7(7)	83(6)	▲51(▲36)	▲322(▲79)

※医療機関との調整により今後確保数は変動する。

*即応病床…空床にしておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させる等により、受入れ要請があれば、即時患者受入れが可能な病床。

*準備病床…フェーズ移行に伴い即応病床に切り替わる病床。(一週間程度の準備期間を経て、即応病床に切り替わる。)

○フェーズⅡ→フェーズⅢの移行日

要請予定日	移行予定日	倍加時間
8月7日(金)	8月14日(金)	23日

※重症病床はフェーズⅢへの移行基準50%以上に対し、現在3%程度と余裕があるため現行どおりとする。(重症患者数3人)

中小企業・個人事業主等家賃支援金(テナント向け)申請受付開始

支援金の概要

補助額 月額支払家賃 × 1/15 × 6月分

テナント事業者の要件

- ・ 中小企業、個人事業主やNPO法人など対象を幅広く
- ・ 5月～12月の間の売上が、いずれか1か月で前年比50%以上減収、または連続する3か月合計が前年比で30%以上減収していること
- ・ 2019年の月平均売上が15万円以上であること

- ◆ 上限額

単店舗	20万円
複数店舗	30万円
- ◆ 土地、駐車場も対象

申請受付期間

まもなく申請受付開始

令和2年8月7日(金)～

令和3年2月15日(月)

申請方法

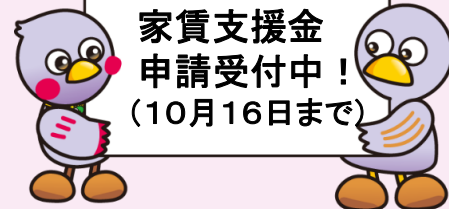
- 国の家賃支援給付金に申請 → 給付通知を入手
- 家賃支援金電子申請フォームから必要書類を添付して申請

主な添付書類

- ・ 国の家賃支援給付金の給付通知の写し
- ・ 確定申告書の写し
- ・ 賃貸借契約書の写し など

埼玉県 家賃支援金

検索



御不明な点は相談窓口まで! 0570-000-678 (中小企業等支援相談窓口)

子供たちの夏休みの過ごし方

○ 保護者の皆様へ

- ・ 家庭内感染を避けるために
手洗い、咳エチケット、換気等で感染リスクを軽減
- ・ 偏見や差別につながるような行為の禁止
感染者や濃厚接触者・医療従事者に対する
SNS等による誹謗中傷

○ 児童生徒の皆さんへ

- ・ 健康を守るため規則正しい生活を
- ・ うつらない、うつさないために
外出の際は「密閉」「密集」「密接」を
避ける行動を

○ お出かけするなら

- ・ **近場**で**安心**の**埼玉観光**を
お楽しみください！

検索

安心ちょこたび



- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を
掲示し感染防止対策に取り組んでいる
県内観光施設をご利用ください。

- ・ 自宅でも県内を旅した気分にな
れるバーチャル観光が
楽しめます。

検索

埼玉バーチャル観光



お盆中の帰省について

◆**帰省する場合は、いつも以上の感染症対策を**

◇**特に高齢者への感染防止に注意**

(3つの密を回避、手指消毒、マスク着用、十分な換気などを徹底)

◇**大人数での会食・飲み会は自粛**

◇**新しい旅のエチケットに留意**

◆**上記の対応が難しい場合は、オンライン帰省を含め、慎重に検討**

◆**発熱等の症状がある方は、くれぐれも帰省は控えて**

県民・事業者の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆ **発熱**の症状があるなど**体調の悪い人の外出自粛**
(医療機関への受診等を除く)

◆ **夜の繁華街**に限らず、**感染症対策**が十分にとられていない**施設の利用回避**

◆ 国及び県の**接触確認アプリ**の**活用・導入促進**

◆ 彩の国「**新しい生活様式**」**安心宣言**及び業界のガイドラインを活用し、**感染症対策を徹底**

◆ **テレワーク、時差出勤**のさらなる**推進**

◆ キャバクラ店やホストクラブなど**接待**を伴う**飲食店**のうち、業界ガイドラインに従った**感染症対策**が徹底されていない**施設の使用停止**